

倉吉市地域防災計画（令和３年８月修正）の概要について

全国各地に甚大な被害を及ぼした令和元年から令和２年にかけての災害の教訓をはじめ、「倉吉市洪水・土砂災害ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）」で明らかになった課題、コロナ禍における災害対応等を踏まえ、風水害対策の一層の強化を図るため、災害対策基本法※に基づき、本市地域防災計画に検討を加え、必要な修正を行うものです。

１ 修正の基本方針及び見直しを行った主な対策

令和３年８月修正の基本方針及び見直しを行った主な対策は、次のとおりです。

【基本方針】

令和元年以降の災害の教訓をはじめ、ハザードマップで明らかになった課題、コロナ禍における災害対応等を踏まえ、①洪水及び土砂災害による人的被害の軽減を図る。②各分野における重要な施設・設備の停電による機能低下、浸水被害の未然防止を図る。③ライフライン施設等の速やかな災害復旧と復旧が長期化した場合の市民生活等への影響の最小化を図ることを基本方針として、地域防災計画の見直しによる風水害対策の一層の強化を目指す。

また、令和３年５月の災害対策基本法の改正による「新たな避難情報」及び令和３年６月１７日から発表されることとなった「顕著な大雨に関する情報」に対応した所要の改正を行うものです。

【見直しを行った主な対策】

○自助の対策…市民一人一人が災害リスクを察知し、自発的に適切な避難行動を実施するための対策を見直し。

主な対策	・ハザードマップを活用したマイタイムラインの作成、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入促進、まるとまちごとハザードマップの整備
------	--

○共助の対策…自助及び公助の役割を補完し、行政と地域が一体となった防災活動を実施するための対策を見直し。

主な対策	・自主防災組織の助け合いの仕組みの構築、ハザードマップ等の作成を踏まえた地区防災計画の見直し、災害時の安否確認・避難誘導等の自発的な防災活動の推進、田んぼダムの推進
------	--

○公助の対策…公助の災害対応力を最大限に発揮し、役割と責任を果たしつつ、自助・共助の自発的な防災活動を促進し、連携して災害に対処するための対策を見直し。

主な対策	学生消防団活動認証制度・消防団休団制度の導入、新型コロナウイルス感染症への対応強化、リモート会議機能の強化、公共施設及び非常用電源に対する浸水対策の実施、地域の災害リスクに基づいた防災訓練の実施、危険箇所にある要配慮者利用施設に対する対応の強化、制度改正に伴う被災者支援制度の拡充
------	--

※「新たな避難情報」以外の災害対策基本法等の改正に伴う修正は、次回計画修正時に見直しを行います。

2 修正の概要

倉吉市地域防災計画の令和3年8月修正の概要は、次のとおりです。

(1)「第1編 総則」について

計画	修正箇所	概要
第5章 市民の防災活動	第3節	①家族でハザードマップを活用し、自宅等の災害リスクを確認し、分散避難も含めた避難場所の検討、マイタイムラインの作成の推進を図ることとした。
	第4節	②災害に備え、自動車へのこまめな満タン給油に努めることとした。 ③被災した際の生活再建・住宅再建を円滑に進められるよう、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入の検討に努めることとした。 ④ハザードマップ等の作成を踏まえ、地区防災計画の見直しを行い、災害時の安否確認・避難誘導等の自発的な防災活動の推進に努めることとした。

(2)「第2編 災害予防計画」について

計画	修正箇所	概要
第1章 風水害予防計画	第2節 第4節	①田んぼダムの推進を図ることとした。 ②整備対象のため池の明確化を図ることとした。 ③住民の防災意識を高め、水害の危険性が高まった際の迅速な避難行動につなげるため、まるとまちごとハザードマップの整備に努めることとした。 ④浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の避難確保計画について、令和3年度末までに作成等の完了を目指すと共に、計画的な見直し及び訓練の推進を図ることとした。
第2章 雪害予防計画	第6節	①ライフライン事業者は、災害時に市対策本部へ情報連絡員（リエゾン）を派遣するなど情報連絡体制及び報道機関との連絡体制の充実強化を図ることとした。
第3章 土砂災害防止計画	第4節	①防災マップに想定浸水深を記載することとし、随時、必要な見直しを行うこととした。 ②土砂災害警戒区域内の避難路を指定し、整備を行うこととした。 ③土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等の避難確保計画について、令和3年度末までに作成等の完了を目指すと共に、計画的な見直し及び訓練の推進を図ることとした。
第4章 市街地等災害予防計画	第3節	①公共建築物の災害予防対策に、浸水対策の実施を加えることとした。
第5章 上下水道施設災害予防計画	第2節	①非常用電源の確保について、浸水対策に努めることとした。
第9章 防災体制整備	第6節	①庁舎被災時の災害対策本部機能維持及び感染症予防

計画		を図るため、リモート会議機能の整備に努めることとした。
第 10 章 消防計画	第 2 節	①消防団に所属する大学生等の就職活動を支援する学生消防団活動認証制度により、大学生等の消防団への加入促進を図ることとした。 ②介護や育児などで一時的に活動が困難になった消防団員に対し、消防団員の身分を有したまま、消防団員の活動を行わないことができる休団制度の導入を図ることとした。
第 13 章 避難所等整備計画	第 4 節	①新型コロナウイルス等感染症に対応した運営体制及び資機材の整備に努めることとした。
第 16 章 医療（助産）救護体制整備計画	第 2 節	①医療機関は災害時に備え、平時から非常用電源に対し浸水対策を講じることとした。
第 17 章 防災通信体制整備計画	第 2 節	①防災通信体制の非常用電源に対し、浸水対策を講じることとした。
第 19 章 緊急輸送体制整備計画	第 3 節	①鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画の改訂に伴い、ネットワーク計画図を改訂後に更新。
第 21 章 防災訓練実施計画	第 4 節	①総合防災訓練について、ハザードマップにおける災害リスク等を踏まえ、特に、訓練の必要性が高い災害を想定し、地震災害又は豪雨災害のうちから地域の実情に即した訓練を実施することとした。
第 22 章 避難体制整備計画	第 1～3 節	①「新たな避難情報」に対応した所要の改正を行うこととした。
第 23 章 避難行動要支援者支援体制整備計画	第 5 節	①避難行動要支援者の同意のもとでの情報提供先に「地区コミュニティセンター指定管理者」を追加した。
第 25 章 自主防災組織整備計画	第 2 節	①自主防災組織間の助け合いの仕組みの構築に努めることとした。 ②自主防災組織に対し、防災マップ等を活用した自主的な防災訓練及び防災研修等の実施促進を図るために必要な支援を実施することとした。

（３）「第 3 編 災害応急対策計画」について

計画	修正箇所	概要
第 3 章－1 気象情報等収集伝達計画	第 2 節	①気象庁が発表する気象情報に「顕著な大雨に関する情報」を追加することとした。
第 3 章－3 災害情報収集伝達計画	第 2 節	①市対策本部は、市民からの災害情報を倉吉市防災情報システムにより関係する実施班に伝達することとした。
第 5 章 避難計画	第 3 節	①「新たな避難情報」に対応した所要の改正を行うこととした。 ②危険箇所にある要配慮者利用施設について、避難状況の把握と避難後の必要な支援を実施することとした。
第 6 章 指定緊急避難	第 2 節	①感染症対策として、避難所 1 人当たりの建物面積の目

場所・指定避難所の設置 運営計画		安を見直すこととした。 ②避難所開設時の配置人員について、感染症対策に対応し、必要に応じ増員することとした。 ③医療防疫班の避難所巡回について、基準を明確化することとした。 ④新型コロナウイルス等感染症に対応した健康チェックシート等（様式 3-6-7, 3-6-8）を追加した。
第 15 章 生活関連物資 供給計画	第 3 節	①災害時の物資ニーズの目安に新型コロナウイルス等感染症対応物品を追加した。
第 17 章－1 宅地・建 物の被災判定の総則	第 2 節	①被災者生活再建支援法等の改正に伴い、住家被害認定の区分に「中規模半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」を追加した。
第 17 章－4 住家等の 被害認定及びり災証明 書等の交付	第 2 節	①住家等の被害認定調査のうち、1 次調査は被害調査班、再調査（2 次調査）は建築班が実施することとした。 ②被災者生活再建支援法等の改正に伴い、住家被害認定の区分に「中規模半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」を追加した。

（４）「第４編 災害復旧・復興計画」について

計画	修正箇所	概要
第 3 章 被災者の生活 確保対策計画	第 2 節	①市は、被災者が生活再建・住宅再建を円滑に進められるよう、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を一層促進するため、平時から市民に対し普及啓発を実施することとした。
第 4 章 被災者生活再 建支援法の適用計画	第 2 節 第 3 節	①被災者生活再建支援法の改正に伴い、判断基準等に「中規模半壊」を追加した。
第 5 章 被災者住宅再 建支援条例の適用計画	第 2 節 第 3 節	①制度改正に伴い、支給対象に「一部損壊世帯（被害割合が 10% 以上のもの）の居宅に代わる住宅の建設又は購入」を追加した。

（５）「資料編 資料・様式」について

計画	修正箇所	概要
資料	資料 2-1-1	・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内における要配慮者利用施設指定一覧表〔修正〕 （新たに 3 施設を追加指定）
	資料 2-1-2	・防災重点ため池ハザードマップ作成状況〔修正〕 （令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新）
	資料 2-3-3	・防災マップ作成状況〔修正〕 （直近の作成状況を反映。作成率は 96.3%。）
	資料 2-3-4	・土砂災害警戒区域における避難路〔新規〕 （整備が必要な避難路を指定）
	資料 2-10-1	・常備消防及び非常備消防の組織の現況表〔修正〕

		(令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新)
	資料 2-10-2	・ 消防施設設備の現況表 [修正] (令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新)
	資料 2-11-2	・ 水防倉庫及び水防用資機材一覧表 [修正] (令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新)
	資料 2-13-2	・ 倉吉市指定避難所一覧表 [修正] (施設の廃止等に伴う指定解除及び追加指定(鳥取県立皆成学園)を反映)
	資料 2-13-4	・ 要配慮者緊急受入協力施設一覧表 [修正] (新たに 1 施設を追加)
	資料 3-1-2	・ 市対策本部の実施班の所掌事務一覧表 [修正] (上下水道部実施班の所掌事務の整理等を反映)
	資料 3-2-1	・ 配備体制の種別及び基準 [修正] (「顕著な大雨に関する情報」を反映)
	資料 3-3-5	・ 災害時における被害情報等報告要領 [修正] (県による要領の見直しを反映)
	資料 3-5-1- ①②③④⑤	・ 避難指示等の判断基準 [修正] (「新たな避難情報」及び「顕著な大雨に関する情報」を反映)
	資料 3-5-2	・ 避難指示等の伝達文の例 (「新たな避難情報」を反映)
	資料 3-6-1	・ 大雨時の指定避難所開設計画 [修正] (指定解除した避難所の削除及び追加指定(鳥取県立皆成学園)を反映)
	資料 3-11-4	・ 市内の防災重点ため池一覧表 [修正] (令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新)
	資料 3-16-1	・ 市内の水道施設一覧表 [修正] (令和 3 年 4 月 1 日現在へ更新)
	資料 3-16-2	・ 給水タンク等の保有状況一覧表 [修正] (令和 2 年 4 月 1 日現在へ更新)
様式	様式 3-3-13	・ 被害情報等の報告様式 [修正] (県による報告様式の見直しを反映)
	様式 3-6-7	・ 受付時健康状態チェックリスト [新規] (避難所受付時の健康チェックリスト(感染症対策))
	様式 3-6-8	・ 避難者健康チェックシート [新規] (避難所生活者の健康チェックリスト(感染症対策))

※ 1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。